

奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程

令和7年1月16日 制定

令和7年7月17日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 施設等 本校が保有する施設やスペースその他の財産をいう。
- 二 事業者等 法人、法人以外の団体もしくは法人等により構成された団体をいう。
- 三 ネーミングライツ 命名権といい、第10条に規定する協定の締結者が本校の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称等（以下「愛称等」という。）を設定する権利をいう。
- 四 ネーミングライツ・パートナー 命名権者といい、前号ネーミングライツを有する者をいう。
- 五 ネーミングライツ事業 協定により、ネーミングライツ・パートナーから得たネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用して、教育研究環境の向上を図る事業をいう。

(事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本校は、ネーミングライツ・パートナーが愛称等を設定した施設等について、当該愛称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本校は、前号の施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第4条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年とする。

(募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- 一 募集については、本校のホームページ等に掲載する方法等により広く行うものとする。
- 二 ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集の都度募集要項において定めるものとする。

(応募)

第6条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの又は反社会的勢力との繋がりを有するもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 三 行政機関から重大な法令違反の行政指導を受け、申込時是正がされていない、又はその改善に関する計画で法令違反の解消が明確でないもの
- 四 社会問題を起こしているもの

- 五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
 - 六 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
 - 七 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
 - 八 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
 - 九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
 - 十 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
 - 十一 国税、地方税等を滞納しているもの
 - 十二 その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるもの
- 2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、奈良工業高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。
- 一 法人等の概要を記載した書類
 - 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - 三 法人の登記事項証明書
 - 四 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
 - 六 その他校長が必要と認める資料

（愛称等の条件）

第7条 愛称等は、当該施設等にふさわしいものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称等として設定することはできないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公共の福祉及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- 四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- 五 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
- 七 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- 八 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- 九 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十 アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- 十一 麻薬等違法薬物の名称又はそれを連想させるもの
- 十二 上記以外青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- 十三 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
- 十四 その他表記する愛称等として適当ではないと認められるもの

（審議機関）

第8条 ネーミングライツ事業の実施、ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称等及びネーミングライツ料は、奈良工業高等専門学校企画会議（以下「企画会議」という。）において審議する。

（決定及び通知）

第9条 校長は、第6条第2項に規定する申込書を受理した場合は、企画会議の審議を経てネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

2 校長は、前項により採否を決定したときは、第6条第2項の応募者に対しネーミングライツ・パートナー決定通知書（別紙様式第2号）又はネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第10条 校長は、ネーミングライツ・パートナーに採用することを決定した者とネーミングライツについて、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業に関する協定書（別紙様式第4号）に基づき協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（費用負担）

第11条 愛称等の表示に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。協定期間満了後及び第17条に規定する協定の解除に伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

（ネーミングライツ料の納入）

第12条 ネーミングライツ料は、本校が指定する期日までに本校が発行する請求書により年度ごと一括して、本校が指定する銀行口座に納入するものとする。

2 前項の期日までにネーミングライツ料を納入しないときは、納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

（愛称等変更の禁止）

第13条 愛称等は、協定期間の途中で変更することはできない。ただし、本校が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（愛称等の表示）

第14条 ネーミングライツ・パートナーは、愛称等を対象施設等へ表示することができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の表示にネーミングライツ・パートナーを紹介する文章等を併せて表示することができる。

3 本条第1項の表示の設置場所及びその数については、協定のとおりとする。

4 本条第1項の表示は、電飾等過美な装飾又は他社との比較記事等に係るものとしなないこととする。

（愛称等の普及）

第15条 本校は、本校のホームページ又は広報誌等で幅広く使用するなど愛称等の普及に努める。

（ネーミングライツ・パートナーの責務）

第16条 ネーミングライツ・パートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決しなければならない。ただし、本校の行為によりネーミングライツ・パートナーの名誉を棄損した場合、又は第三者に損害を与えた場合等については、この限りではない。

（協定の解除）

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、校長に協定の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、協定の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業協定解除申出書（別紙様式第5号）を、解除を希望する日の1か月前までに校長に提出しなければならない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない事由で当該申出書が提出できなかった場合は、その事由が解消した後1か月以内に提出できる。

3 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、企画会議の審議を経て、協定を解除することができる。

一 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき

二 ネーミングライツ・パートナーが、法令及び要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき

三 ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

四 ネーミングライツ・パートナーが第6条第1項に規定する応募資格を満たさなくなったとき

五 ネーミングライツ・パートナーが、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを行ったとき

六 本校の都合により、又は双方の責めに帰さない事由により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき

七 その他校長がネーミングライツ・パートナーの決定を取り消すことが必要と認めるとき

4 校長は、ネーミングライツ・パートナーの取り扱う製品又はそれに関連する物（以下「製品等」という。）で、製品等により国民に健康被害を発生させる又は重大な法令違反等を確認した場合は、企画会議の審議を経ることなく即座に協定を解除することができる。ただし、協定を解除した場合は、遅滞なく企画会議に報告することとする。

5 校長は、本条第1項又は第3項の規定により協定を解除したときは、ネーミングライツ解除決定通知書（別紙様式第6号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。
（異議申し立て）

第18条 前条第5項の通知を受けたネーミングライツ・パートナーは、校長に異議の申し立てができる。異議申し立ては、ネーミングライツ解除異議申立書（別紙様式第7号）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の異議申立書を受理した場合は、企画会議の審議を経て、協定解除等を決定するものとする。

3 校長は、前項の決定をネーミングライツ解除異議申立決定通知書（別紙様式第8号）により、本条第1項に規定する異議申立書の提出者に通知するものとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第19条 第12条の規定により納入されたネーミングライツ料は返還しない。

2 第17条の規定によりネーミングライツ・パートナーの協定を解除した場合も、本条第1項を準用するものとする。ただし、第17条第3項第六号の規定により協定を解除した場合は、料金の全部又は一部を返還するものとする。

3 校長は、第17条第2項で規定するネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない事由による申し出に基づき協定を解除した場合についても、ネーミングライツ料の全部又は一部を返還することができる。

（事務）

第20条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課企画・研究協力係において処理する。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和7年1月16日制定）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月17日一部改正）

この規程は、令和7年7月17日から施行する。

年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

ネーミングライツ事業申込書

奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

施設等名称		
応募の趣旨		
愛称等の案	具体的な揭示概要は別紙のとおり	
希望ネーミング ライツ料*	円（年額／税抜）	
希望協定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担当者部署	
	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-mail	

※別途、消費税及び地方消費税が加算されます。

【添付書類】

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

奈高専総第 号
年 月 日

殿

奈良工業高等専門学校長

〇〇〇〇

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツ・パートナーに採用することを決定しましたので、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第9条第2項の規定により通知します。

施設名		
愛称等		
料金※	円（年額／税抜）	
協定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者部署	
	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-mail	

※上記の料金に消費税及び地方消費税を加算した額を、本校が指定する銀行口座に納入してください。また、振込手数料はご負担願います。

別紙様式第3号（第9条関係）

奈高専総第 号
年 月 日

殿

奈良工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業につきましては、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第9条第2項の規定により通知いたします。また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしく願いいたします。

- (1) 甲が、本協定を締結する権利を有する唯一の者であり、本施設についてのネーミングライツを乙以外の者に付与しておらず、本協定の有効期間中これを乙以外の者に付与していないこと。
- (2) 甲が、本施設の所有権及び管理権（第三者に管理を委託する場合を含む。）を有する唯一の者であること。
- (3) 甲から第三者に対して前条の権利の全部又は一部を現在及び協定期間付与していないこと、かつ、本施設及び本協定の締結が何ら他人の権利その他を侵害していないこと。
- (4) 甲が、本協定を締結するために必要な法令上の手続及び内部手続を完了していること。

（ネーミングライツ料）

第5条 本協定に基づくネーミングライツ料は、年額金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）とする。ただし、〇〇年度については、年額金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）、〇〇年度については、年額金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限（原則として、当該年度の5月末）までに甲が指定する銀行口座に納入しなければならない。ただし、協定初年度分については、協定期間により別に定める。
- 3 乙は、所定の納入期限までに第1項に定めるネーミングライツ料を納入しないときは、納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

（義務）

第6条 甲は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 甲は、乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、甲の規則類、組織内部における文章記載等や、入学試験時、外部へ本施設を貸与する場合を除き、本施設を表示又は呼称するときは、愛称等を使用し、乙と協力して、愛称等の定着に最大限の努力を行う。
 - (2) 甲は、本施設を利用する第三者に対して、甲の広報誌、ホームページ、案内図、資料等に本施設の愛称等を表示又は呼称するあらゆる機会に愛称等を使用させるように努めるものとする。この場合における費用については、乙は負担しない。
 - (3) 甲は、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミが、本施設の名称を表示する場合に、愛称等を使用させるよう努力するものとし、愛称等以外の名称を使用する者に対しては乙と協議のうえ、甲の名前で訂正を求めるものとする。
 - (4) 甲は、合理的と考えられる頻度でサイン等が安全かつ適正に設置されているか確認する努力を行うとともに、サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに乙に通知するものとする。
 - (5) 甲は、本施設及びサイン等付近の美化に努めるものとする。掲示物等の設置については、美観等を十分に考慮して行うものとする。
 - (6) 乙は、甲に本条1号から5号の行為について、適宜意見を述べることができる。甲は当該意見の申出があった場合は、乙と協議するものとする。
- 2 乙は、以下の義務を負うものとする。
 - (1) サイン等の設置費用、修繕費用、維持管理費用及び再設置費用は乙の負担とする。乙は、サイン等の設置について電飾等過度な装飾又は他社との比較記事等の表示に係るものとし、安全かつ適正な設置及び維持管理等を行わなければならない。また、サイン等により、第三者に損害が発生した場合は、乙の責任及び費用負担により解決するものとする。
 - (2) 乙は、本協定が終了する場合は、第2条に定める期間の末日までに、乙の責任及び費用負担によりサイン等を除却し、表示前と同様の状態に復旧するものとする。
 - (3) 前号のサイン等の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲がサイン等を除却し、その費用の全額を乙に請求することを、乙は、あらかじめ承諾する。

(知的財産権)

- 第7条 乙が、本協定の愛称等に関して従前から保有し又は新たに取得した知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第2条第2項に規定する知的財産権については、乙は、甲が、前条第1項第1号から第3号までに定める目的を達成するための範囲において、これを無償で実施又は使用することを認める。ただし、愛称等に関する知的財産権は乙に留保されるものとする。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。
 - 3 乙は、使用する愛称等が第三者の本条第1項に規定する知的財産権を侵害しないように努めるものとする。
 - 4 乙は、愛称等に基づき又はこれに関連して乙の責めに帰すべき事由により第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任及び費用負担によりこれを解決しなければならない。
 - 5 乙は、前2項に定める場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲が第三者に対し賠償金等金員の支払いを余儀なくされたときは、甲に対し、直接の結果として現実に被った通常の費用を支払わなければならない。また、上記に加え甲は当該乙の行為によって被った損害に対し、乙にその損害に対する賠償を請求できるものとする。

(本協定の解除)

- 第8条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第2条に定める協定期間中であっても、相手方に何らの催告をすることなく、直ちに本協定を解除することができる。
- (1) 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - (2) 正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき。
 - (3) 本協定に定める条項に違反したとき。
 - (4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - (5) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
 - (6) 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
 - (7) 災害により、サイン等の維持が困難となったとき。
 - (8) 甲が第6条第1項第6号に規定する意見の申出について、正当な理由なく協議を実施しないとき。
- 2 乙が都合等によりネーミングライツを放棄し、本協定を解除するときは、1か月前までに、甲に申し出るものとする。
 - 3 前項各号の規定により本協定の解除が行われた場合のサイン等の撤去については、第6条第2項第2号及び第3号の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

- 第9条 乙による前条第1項第1号から第5号の行為により本協定が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。
- 2 甲による前条第1項第1号から第3号の行為により本協定が解除された場合、同条同項第6号及び第8号の規定により本協定が解除された場合並びに前条第2項の規定により本協定が解除された場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料について、協定期間の残存期間に応じて、月割りにより計算した金額を、乙に速やかに返還するものとする。ただし、前条第2項の解除によるネーミングライツ料の返還については、乙の責めに帰さない事由で行われた場合に限るものとする。

(損害の賠償)

- 第10条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(重大な事情変更)

第11条 甲及び乙は、第2条の協定期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、本協定の内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、本協定の内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も有効に存続する。ただし、相手方の書面による秘密保持解除の同意があった場合は、その限りでない。

(譲渡禁止)

第13条 甲及び乙は、本協定上の地位及び本協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。ただし、相続その他一般承継の場合は、乙は、甲に対し承継先、時期及び理由を記した書面を提出し、甲は、当該承継が妥当と判断した場合は、承継させることができる。

2 乙は、前項ただし書きに規定する承継について、甲が正当な理由なく拒否した場合は、直ちに本協定を破棄することができる。また甲は、乙から上記解除の通知を受領した場合は、その翌日から権利満了日までのネーミングライセンス料を乙に返金するものとする。この場合サイン等の撤去に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の解釈)

第14条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本協定に関し、紛争が生じた場合には、奈良地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 奈良県大和郡山市矢田町2番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 〇〇 〇〇 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

○○ ○○

○○ ○○

印

別紙様式第5号（第17条関係）

年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

ネーミングライツ事業協定解除申出書

申出者

住 所

名 称

代表者

印

奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第17条第2項の規定に基づき、次のとおり事業の協定解除を申し出ます。

施 設 名	
愛 称 等	
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
料 金	円（年額／税抜）
協定解除の理由	

別紙様式第6号（第17条関係）

奈高専総第 号
年 月 日

殿

奈良工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇

ネーミングライツ解除決定通知書

の愛称等を決定するネーミングライツの付与について、次の理由により解除を決定しましたので、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第17条第5項の規定により通知します。なお、第19条第1項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

解除年月日	年 月 日
解除理由	

別紙様式第7号（第18条関係）

年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

申立者

住 所

名 称

代表者

印

ネーミングライツ解除異議申立書

年 月 日付奈高専総第 号をもって通知された「ネーミングライツ解除」について、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第18条第1項の規定に基づき異議を申し立てします。

対象施設等		
愛 称 等		
協 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
理 由	別紙理由書 添付	
連 絡 先	担当者部署	
	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-mail	

奈高専総第 号
年 月 日

殿

奈良工業高等専門学校長
〇 〇 〇 〇

ネーミングライツ解除異議申立決定通知書

貴殿から 年 月 日付けで提出された「ネーミングライツ解除異議申立書」について次のように決定したので、奈良工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第18条第3項の規定により通知します。

対象施設等	
決定事項	<input type="checkbox"/> 年 月 日付奈高専総第 号は廃棄し、ネーミングライツ事業に関する協定を継続する。 <input type="checkbox"/> 年 月 日付奈高専総第 号のとおりとし、本異議の申し立ては却下する。
理由	